

告 示 第 6 1 3 号

令和 7 年 5 月 1 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市児童相談システム導入・運用保守業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市児童相談システム導入・運用保守業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により、企画提案競技参加申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

鹿児島市こども家庭支援センターの運営において、業務の効率化と情報セキュリティの向上を図るとともに、児童相談所設置を見据えた児童相談システムを構築・導入する。

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であ

ること。

- (6) 納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において納期の到来している市区町村税）を完納していること。
- (7) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 令和4年度以降に地方公共団体で類似の児童相談システムの導入実績があること。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。

3 参加申込要領

(1) 受付期間

告示日から令和7年5月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 交付及び受付場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども家庭支援センター（西別館2階）

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

(5) 応募に関する費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(6) その他

鹿児島市児童相談システム導入・運用保守業務委託に係る企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集、仕様書その他必要な情報は、全て本市ホームページにおいて入手することができる。

4 提出書類

(1) 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

(2) 事業者の概要（様式第2号）

(3) 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書（提出日3か月以内に発行されたもの。

写し可。本市で市税に滞納がないことの証明書が発行されない場合は、主たる事業所等が所在する市区町村発行の納税証明書）

(4) 企画提案競技参加資格審査申請書（様式第3号）

- (5) 業務実績調書（様式第 4 号）
- (6) 情報セキュリティ対策チェックシート（様式第 5 号）
- (7) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの。写し可）
- (8) 財務諸表等（法人の場合は申請書を提出する直前 1 期分の貸借対照表及び損益計算書の写し。個人の場合は前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 10 号）

5 提出部数

各 1 部

6 注意事項

鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、4 (7) から (9) までに掲げる書類の提出を省略することができる。また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。